

# ○若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分執行要領の 制定について

(令和4年7月8日例規第59号)

この度、別添のとおり「若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分執行要領」を  
定めたので通達する。

別添

## 若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分執行要領

### 第1 趣旨

この要領は、若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分に関する規程（令和4年県公委規程第17号。以下「処分規程」という。）第9条の規定に基づき、若年運転者期間（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条の3に規定する若年運転者期間をいう。以下同じ。）に係る特例取得免許（同条に規定する特例取得免許をいう。）の取消しの処分（以下単に「処分」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2 処分に係る審査等

- 1 県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、法第108条の3の3の規定による通知を受けた者が法第102条の3の規定に違反して法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けないと認めるとき、又は若年運転者講習を終了した者が当該若年運転者講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定若しくは法の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第39条の2の2の基準に該当すると認めるときは、行政処分審査官（処分に係る審査を行う県本部運転免許課の警部補以上の階級にある警察官をいう。以下同じ。）に意見の聴取（若年運転者取消）手続書（様式第1号）を作成させること。
- 2 行政処分審査官は、意見の聴取（若年運転者取消）手続書により当該意見の聴取（若年運転者取消）手続書に係る者が法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により処分を行う必要があるかどうかについて審査すること。

### 第3 意見の聴取

- 1 第2の2の規定による審査の結果、法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により処分を行う必要があると認めるときは、同条第6項において準用する法第104条第1項の規定により意見の聴取を行うこと。
- 2 法第104条の2の4第6項において準用する法第104条第1項の規定による通知は、意見の聴取通知書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号。以下「免許規則」という。）様式第25号）を送付して行うこと。

- 3 法第104条の2の4第1項の規定により処分をしようとするときに行う意見の聴取に係る手続の開始時期は、当該処分に係る者に対し、若年運転者講習通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第22の11の2の2）を直接交付したときにあっては交付した日の翌日から起算して1月を経過した時点、若年運転者講習通知書を配達証明郵便により送付したときにあっては郵便物等配達証明書の配達月日の翌日から起算して1月を経過した時点とする。
- 4 主宰者（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第3条に規定する主宰者をいう。）は、意見の聴取の期日における審理の終了後、意見の聴取調書（免許規則様式第31号）を作成し、これに記名押印した上、公安委員会に提出すること。

#### 第4 執行台帳の作成

運転免許課長は、意見の聴取の結果、当該意見の聴取に係る者に対して処分を行うことが決定されたときは、速やかに執行台帳（様式第2号）を作成すること。

#### 第5 運転免許取消処分書の交付等

- 1 運転免許課長は、処分を行うことが決定されたときは、当該処分に係る者に対し次に定めるところにより運転免許取消処分書（府令別記様式第19の3の4の2。以下「処分書」という。）を交付し、処分を行うこと。
- (1) あらかじめ当該処分書に係る処分の内容を口頭で告知すること。
- (2) 無免許運転の防止について指導すること。
- (3) 処分書を交付する際は、不服申立て（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する不服申立てをいう。）に係る手続について教示すること。
- 2 運転免許課長は、処分に係る者の不出頭等により処分書を交付することができないときは、行政処分執行指示書（様式第3号）及び当該処分書をその者の住所地又は居所を管轄する署の署長に送付し、当該処分書の交付を依頼すること。
- 3 前記2の規定による送付を受けた署長は、当該処分に係る者に対し前記1の(1)から(3)までに定めるところにより速やかに当該処分書を交付すること。
- 4 運転免許課長及び署長は、処分に係る者に対し処分書を交付したときは、運転免許証等返納・抹消届（免許規則様式第41号）を提出させるとともに、当該処分に係る者が、運転免許証を有するときにあつては運転免許証を返納させ、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を有するときにあつては免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の抹消を行う（第6の1の規定により免許情報記録を書き換える場合を除く。）ものとする。ただし、第6の2の規定により当該運転免許証を返還したときは、当該処分書の交付時に運転免許証等返納・抹消届を提出させないこと。
- 5 前記4の規定にかかわらず、処分に係る者が運転免許証又は免許情報記録個人番

号カードの紛失、滅失等により当該運転免許証を返納することができないとき又は免許情報記録の抹消を受けることができないときは、理由書（免許規則様式第42号）を提出させること。

- 6 署長は、処分に係る者に対し処分書を交付した場合において、運転免許証の返納を受けたとき（第6の2の規定により当該運転免許証を返還した場合を除く。）にあつては行政処分執行報告書（様式第4号）、当該運転免許証及び運転免許証等返納・抹消届を、免許情報記録を抹消したときにあつては行政処分執行報告書及び運転免許証等返納・抹消届を運転免許課長に送付すること。
- 7 署長は、前記5の規定により理由書の提出を受けた場合にあつては、行政処分執行報告書及び理由書を運転免許課長に送付すること。
- 8 署長は、処分に係る者の不出頭等により処分書を交付することができないときは、行政処分執行不能報告書（様式第5号）、当該処分書及び前記2の規定により送付を受けた行政処分執行指示書を運転免許課長に送付すること。
- 9 署長は、第6の3の規定により運転免許証の返納を受けたときは、行政処分執行報告書、当該運転免許証及び運転免許証返納・抹消届を運転免許課長に送付すること。
- 10 処分に係る者の住所変更等により処分書の記載事項を訂正するときは、該当箇所を二重線で削除し、訂正する文字を書き加えること。この場合において、当該該当箇所には静岡県公安委員会公印規則（昭和62年県公委規則第4号）別表1に規定する11号印（以下単に「11号印」という。）を押印すること。

#### 第6 残免許に係る運転免許証の交付等

- 1 運転免許課長及び署長は、法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により処分をされた者がなお他の種類の免許（以下「残免許」という。）を受けている場合においては、当該残免許に係る運転免許証を交付し、又は免許情報記録に書き換えるものとする。この場合において、当該残免許に係る運転免許証及び免許情報記録の有効期間は、次に掲げるものとする。
  - (1) 処分執行時に運転免許証のみを有する者であった場合 処分執行時に有していた運転免許証の有効期間が満了する日
  - (2) 処分執行時に免許情報記録個人番号カードのみを有する者であった場合 処分執行時に有していた免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の有効期間が満了する日
  - (3) 処分執行時に運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者であった場合 処分執行時に有していた、運転免許証の有効期間が満了する日又は免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日
- 2 前記1の規定にかかわらず、処分をされた者から運転免許証の返納を受けた場合において、残免許に係る運転免許証を交付することができないときは、返納に係る

運転免許証に穴を開ける等、外観上明白な無効措置を講じ、当該運転免許証の備考欄に次のように記載し、11号印を押印の上、これを返還すること。

|         |   |          |  |
|---------|---|----------|--|
| 若年取消手続中 |   |          |  |
| 年       | 月 | 日まで有効    |  |
| 年       | 月 | 日 (11号印) |  |

- 3 前記2の規定により運転免許証を返還された者に対し残免許に係る運転免許証を交付するときは、返還された運転免許証を返納させ、及び運転免許証等返納・抹消届を提出させること。

## 第7 処分手配登録等

- 1 運転免許課長は、処分に係る者の所在不明、不出頭等により処分書を交付することができないときは、警察庁が定める警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（以下「運転者管理業務実施細則」という。）に規定する違反外処分・短縮・手配登録票を作成の上、速やかに警察共通基盤システムにより当該者に係る処分手配登録を行うこと。
- 2 運転免許課長は、処分に係る者に対し処分書を交付したときは、運転者管理業務実施細則に定めるところにより必要な処分登録を行うこと。

## 第8 若年運転者期間に係る行政処分処理票の作成

運転免許課長は、若年運転者期間に係る行政処分処理票（様式第6号）を作成し、処分に係る処理の経過を明らかにしておくこと。

## 第9 処分の移送等

### 1 処分移送通知書に関する事務

- (1) 処分移送通知書（府令別記様式第19の3の2の2）を送付するときは、原則として書留郵便により行うこと。
- (2) 法第104条の2の4第1項の規定により行う処分に係る処分移送通知書には、当該処分に係る若年運転者講習通知書の送付に係る郵便物等配達証明書その他通知した事実の証明に必要な資料を添付し、同条第2項の規定により行う処分に係る処分移送通知書には、当該処分の事由に係る事実の証明に必要な書類等を添付すること。

### 2 処分事由の移送

令第39条の2の2の基準に該当する処分事由が発生した場合において、当該処分事由に係る者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該都道府県公安委員会に対し行政処分関係書類送付書（処分規程様式第1号）により関係書類を送付すること。

### 3 処分決定の通知

処分の決定を行った場合において、当該処分に係る者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該都道府県公安委員会に対し当該決定を行

ったことを処分決定通知書（処分規程様式第2号）を送付して通知すること。

#### 4 処分執行依頼書等に関する事務

処分執行依頼書（処分規程様式第3号）又は処分決定通知・処分執行依頼書（処分規程様式第4号）には処分書並びに若年運転者期間に係る行政処分処理票及び違反外処分・短縮・手配登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの）の写しを添付すること。

#### 5 処分執行の通知

処分決定通知書に係る者に対し処分書を交付したとき、又は処分規程第5条若しくは第6条の規定により処分の執行を依頼した他の都道府県公安委員会から当該処分を行った旨の通知を受けたときは、処分決定通知書に係る者の住所地を管轄する他の都道府県公安委員会に対し処分執行通知書（処分規程様式第6号）を送付すること。

#### 第10 その他

意見の聴取通知書及び処分移送通知書は、意見の聴取通知書等の作成要領（別紙）により作成すること。